⑹　本工事は、次の内容の対象工事である。
①　提出された競争参加資格確認申請（以下「申請書」という。）及び競争参加資資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する標準Ａ型総合評価落札方式の適用工事である。
②　品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
③　品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について」（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）に基づき、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑻　本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。
ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参に限る。）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。
⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑾　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。
②　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
③　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知（令和２年４月１日一部改正））及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。
⑿　本工事の施工にあたり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費。
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用。
⒀　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⒁　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年２月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
⒂　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
⒃　本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。
詳細は、特別仕様書に示すとおりである。
⒄　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
⒅　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
⒆　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

２　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑿の全ての資格要件を満足する者とする。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　北陸農政局における令和５・６年度一般競争参加資格の定期受付において申請を行い、受理されている者、かつ、開札時までに「土木一式工事」の認定を受けている者であること。
なお、開札時において「土木一式工事」の認定を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しなかった者が行った入札として、「無効」とする。
ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　北陸農政局における「土木一式工事」に係る令和５・６年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上の認定を受けている者であること。
なお開札時において、客観点数が1,250点以上の認定を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として、「無効」とする。
上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。
⑸　施工実績
①　平成19年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に示す同種工事の施工実績を有すること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
②　同種工事とは「用（揚）排水機場の新設工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。
なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
ア　１級建設機械施工管理技士の資格を有する者。